

大阪音楽大学短期大学部学則

文部省校管第183号認可：1951年 3月 7日

最近改定：2018年 4月 1日

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は音楽に関する実際的な専門職業に重きをおく短期大学教育を施し、音楽を通じて良き社会人を育成することを目的並びに使命とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 1 条の2 本学は世界に広がる音楽文化を広量な精神をもって理解、摂取し、時代に先駆けた創造的、実験的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、幅広い人間力や音楽即戦力を備えた音楽人を育成するため、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術・学問を身に付けた進取の精神を持った音楽人の育成
- (2) 変貌する社会や音楽に即応できる音楽即戦力を持った音楽人の育成
- (3) 時代に先駆ける進取の音楽性を核とした豊かな人間性によって多くの人々から信頼を受け、社会を牽引できる音楽人の育成
- (4) 変貌する音楽の現在や未来の可能性を伝えることができる教育能力を備えた音楽人の育成

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学科の組織

(学科)

第 4 条 本学に次の学科を置く。
音楽科

第 3 章 入学定員及び収容定員

(学生定員)

第 5 条 学生の学科の入学定員並びに収容定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
音楽科	100人	200人

(専攻科)

- 第 6 条 本学に専攻科を置く。専攻科は、短期大学の基礎の上にさらに深く、音楽に関する事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。
2. 専攻科に次の専攻を置き、定員は以下のとおりとする。
音楽専攻 15人
 3. 専攻科の修業年限は1年とする。
 4. 専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて26単位以上を修得することを修了要件とする。
 5. 授業科目・単位数及び履修方法は別表第Ⅰ－(2)に定める。
 6. 授業料・施設費・入学金・在籍料及び入学検定料の額は別表第Ⅲ－(2)に定める。
 7. その他、専攻科に関する規則は別に定める。

第 4 章 修業年限、学年、学期、授業期間及び休業

(修業年限)

- 第 7 条 本学の修業年限は2年とする。ただし、再入学・転入学した者については、再入学・転入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(長期履修学生制度)

- 第 7 条の2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。
2. 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(学年)

- 第 8 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

- 第 9 条 学年を分けて次の2期の学期とする。
- | | |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月30日まで |
| 後期 | 10月1日から翌年3月31日まで |

(1年間の授業期間)

- 第 10 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

- 第 11 条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

- 第 12 条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学創立記念日 10月15日(日曜日にあたっている場合はその翌々日の
火曜日を休業日とする)

夏 季 休 業 7月26日から8月31日まで

冬 季 休 業 12月23日から1月7日まで

春 季 休 業 3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

第 13 条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の審議を経て学長が臨時に休業日とすることがある。

2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の審議を経て学長が臨時に授業日とすることがある。

第 5 章 入学、再入学、転入学、休学、復学、退学、転学及び除籍、復籍

(入学の時期)

第 14 条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第 15 条 入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- (3) 文部科学大臣が定めるところにより、本項第1号または第2号と同等以上の学力があると認められた者
 - イ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ロ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ハ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ニ 文部科学大臣の指定した者
 - ホ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - ハ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学し、他大学に入学した者であって、本学において本学の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - ト 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学願)

第 16 条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

- 第 17 条 第15条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。
2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

- 第 18 条 入学を許可された者は1名の保証人の誓約書を提出しなければならない。
2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原則として日本に在住し、本学において適当と認めた者であることを要する。
 3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

- 第 19 条 第17条及び第18条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

- 第 20 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学、転入学)

- 第 21 条 本学を退学し再入学を希望する者、または他の短期大学あるいは大学より転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
2. 再入学・転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料及び在籍料の額は当該年度における当該年次の納入額とする。

(休学、復学)

- 第 22 条 疾病その他の事由によって欠席が2ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。
2. 休学しようとする者は、その期間及びその事由を付して願い出なければならない。
 3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

- 第 23 条 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに1年を限度に期間を延長することができる。
2. 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
 3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

- 第 24 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書または理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、または休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。

(退学、転学)

第 25 条 退学または他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍、復籍)

第 26 条 本学の学生で次の各号の1に該当する者はこれを除籍する。

- (1) 修業年限の2倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
 - (2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者
 - (3) 1年以上行方不明の者
- ただし、(2)に該当した者が未納の授業料・施設費を納入した場合、復籍を認めることがある。復籍に関する規則は別に定める。

(裁定)

第 27 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・休学・退学・転学の許可並びに入学の取り消し・除籍・復籍は、教授会の審議を経て学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 28 条 本学に2年以上在学し、下記を含む62単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目	7単位以上
外国語科目	2単位以上
保健体育科目	1単位以上
専門教育科目	38単位以上

2. 前項の62単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計4単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 29 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

音楽科	中学校教諭2種免許状(音楽)
-----	----------------

(授業科目等)

第 30 条 第1条の目的を達成するため、授業科目を開設する。

- (1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第Ⅰ-(1)に定める。
- (2) 教職に関する科目、単位数等は別表第Ⅱに定める。
2. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位算定基準)

第 31 条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により15時間をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間をもって1単位とすることがある。
 - (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5時間の授業をもって1単位とする。
 - (5) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ(1)～(3)の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (6) 科目において、授業時間外に必要なとする学修の量及びその教育効果を測り1単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とし、実験・実習・実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
2. 卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

第 7 章 単位の授与、認定及び学習の評価、卒業及び短期大学士の学位授与

(単位の授与)

- 第 32 条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

- 第 33 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。

(前条以外の教育施設等における学修)

- 第 34 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 35 条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学に入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本

学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3. 前2項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。
4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第 36 条 学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示する。

2. 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
3. 成績評価は、試験及び平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(卒業の認定)

第 37 条 2年以上在学した者の所定の課程修了の認定及び卒業の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。

2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位授与)

第 38 条 学長は本学を卒業した者に対し短期大学士（音楽）の学位を授与する。

2. 学位に関する規則は、別に定める。

第 8 章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料

(授業料等納入の期日)

第 39 条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。

2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止（受験停止を含む）を命ずることがある。

(授業料等の金額)

第 40 条 授業料・施設費・入学金・教職課程履修料・在籍料及び入学検定料の額は別表第Ⅲ－(1)に定める。

2. 第29条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第Ⅲ－(1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

第 41 条 既納の授業料は第42条による場合のほか、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費及び在籍料)

第 42 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。

2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第 9 章 職員組織

(学長)

第 43 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

第 44 条 本学に副学長を置く。

2. 副学長は、学長が教授会の審議を経て、教授会構成員の中から任命する。
3. 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。

(職員組織)

第 45 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員及びその他の職員を置く。

2. 本学に特任教員を置くことができる。特任教員に関する事項は別に定める。
3. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
4. 本学に客員教員を置くことができる。客員教員に関する事項は別に定める。

第 10 章 教授会

(教授会)

第 46 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 47 条 教授会は学長・教授・准教授・講師・助教をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例及び臨時教授会)

第 48 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。

2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立する。
3. 教授会は定例として月1回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めたとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるときは臨時に招集しなければならない。
4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議事項)

第 49 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の各号の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- イ 学則の制定及び改定に関する事項
- ロ 学生生活及び勉学環境の整備に関する事項

- ハ 学籍異動・賞罰等学生に関する事項
- ニ 学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
- ホ 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項

第 11 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生

(科目等履修生及び聴講生)

第 50 条 本学で開講されている授業科目の履修又は聴講を希望し、学長が相当の学力があると認めた者に対しては、当該科目の授業及び研究に支障のない限り科目等履修生又は聴講生としてこれを許可することがある。科目等履修生に関する規程及び聴講生に関する規程は別に定める。

(履修期間、聴講期間)

第 51 条 科目等履修生の履修を許可する時期、及び聴講生の受講を許可する時期は学期の始めとし、履修・聴講期間は1学期とする。ただし、本人の希望によりその期間を更新することができる。

(履修料、聴講料等)

第 52 条 科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料、並びにその他納入しなければならない費用は、別表第Ⅳに定める。

(単位互換)

第 53 条 短期大学設置基準第14条第1項に基づき、他の短期大学または大学との協議により当該他短期大学または大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。

2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第 54 条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。

2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生の準用規定等)

第 55 条 科目等履修生及び特別聴講学生に対しては、本学則の第8条～13条、第30条～32条、第36条の規定を準用する。

2. 聴講生に対しては、本学則の第8条～13条の規定を準用する。

第 12 章 留 学 生

(受入れ、送出し)

第 56 条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。外国人留学生に関する規程は別に定める。

2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用または準用することができる。
3. 本学学生で海外提携校に留学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。海外提携校留学に関する規程は別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

- 第 57 条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。
2. 公開講座の実施については別に定める。

第 14 章 賞 罰

(表彰)

- 第 58 条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の審議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第 59 条 本学の学則に違背しその他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の審議を経て学長が懲戒を加える。

(懲戒の種類)

- 第 60 条 懲戒の種類は譴責・停学・放學とする。

(放學)

- 第 61 条 在学中、次の各号の1に該当する者は放學とする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 15 章 音楽メディアセンター（附属図書館・楽器資料館）

(音楽メディアセンター)

- 第 62 条 本学に音楽メディアセンターを置く。
2. 音楽メディアセンターに関する規程は別に定める。

(図書館)

- 第 63 条 音楽メディアセンター内に本学附属図書館を置く。
2. 附属図書館に関する規程は別に定める。

(楽器資料館)

- 第 64 条 音楽メディアセンター内に本学楽器資料館を置く。
2. 楽器資料館に関する規程は別に定める。

第 16 章 学 生 寮

(学生寮)

- 第 65 条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。

2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第 17 章 事務組織等

(事務組織)

第 66 条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

(学生生活、勉学上の環境整備の組織)

第 67 条 本学は、学生生活及び学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

附 則

この学則は、1951年4月1日から施行する。

附 則(1954年4月1日)

この学則は、1954年4月1日から施行する。

附 則(1956年4月1日)

この学則は、1956年4月1日から施行する。

附 則(1957年4月1日)

この学則は、1957年4月1日から施行する。

附 則(1958年4月1日)

この学則は、1958年4月1日から施行する。

附 則(1959年4月1日)

この学則は、1959年4月1日から施行する。

附 則(1965年4月1日)

この学則は、1965年4月1日から施行する。

附 則(1966年4月1日)

この学則は、1966年4月1日から施行する。

附 則(1967年4月1日)

この学則は、1967年4月1日から施行する。

附 則(1968年4月1日)

この学則は、1968年4月1日から施行する。

附 則(1972年4月1日)

この学則は、1972年4月1日から施行する。

附 則(1973年2月1日)

この学則は、1973年2月1日から施行する。

- 附 則(1973年4月1日)
この学則は、1973年4月1日から施行する。
- 附 則(1975年4月1日)
この学則は、1975年4月1日から施行する。
- 附 則(1976年4月1日)
この学則は、1976年4月1日から施行する。
- 附 則(1977年4月1日)
この学則は、1977年4月1日から施行する。
- 附 則(1978年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。
- 附 則(1979年4月1日)
この学則は、1978年4月1日から施行する。
- 附 則(1980年4月1日)
この学則は、1980年4月1日から施行する。
- 附 則(1981年4月1日)
この学則は、1981年4月1日から施行する。
- 附 則(1982年4月1日)
この学則は、1982年4月1日から施行する。
- 附 則(1983年4月1日)
この学則は、1983年4月1日から施行する。
- 附 則(1984年4月1日)
この学則は、1984年4月1日から施行する。
- 附 則(1985年4月1日)
この学則は、1985年4月1日から施行する。
- 附 則(1986年4月1日)
この学則は、1986年4月1日から施行する。
- 附 則(1987年4月1日)
この学則は、1987年4月1日から施行する。
- 附 則(1988年4月1日)
この学則は、1988年4月1日から施行する。
- 附 則(1989年4月1日)

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則(1990年4月1日)

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則(1991年4月1日)

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則(1992年1月27日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

(大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部の存続に関する経過措置)

大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部は、改正後の学則第2条、第4条、別表第Ⅰ、及び別表第Ⅲの規定にかかわらず、1992年3月31日現在当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(1992年4月1日)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則(1993年4月1日)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1994年4月1日)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1995年4月1日)

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則(1996年4月1日)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅰの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

1996年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅴの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

附 則(1997年4月1日)

この学則は、1997年4月1日から施行する。

1997年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅱの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1997年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金

額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

附 則(1998年4月1日)

この学則は、1998年4月1日から施行する。

1998年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅱの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1998年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

附 則(1999年4月1日)

この学則は、1999年4月1日から施行する。

1999年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の履修課程については、別表第Ⅱの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める履修課程を適用する。

1999年4月1日前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者の授業料等納付金の金額は、別表第Ⅲの規定にかかわらず当該入学年度の旧学則に定める金額を適用する。

附 則(2000年4月1日)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2001年4月1日)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」(2001年4月1日制定)によるものとする。

附 則(2002年4月1日)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

附 則(2003年4月1日)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本学則を適用する。

附 則(2004年4月1日)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第22条、第23条、第24条については本

学則を適用する。

2004年4月から音楽専攻(150人)の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則(2005年4月1日)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2006年1月26日)

この学則は、2006年1月26日から施行し、2005年10月1日より適用する。

なお、本学則改正前に「準学士」の称号を持つ者及び準学士とみなされる者は、『学校教育法の一部を改正する法律(平成17年法律第83号)附則第3条』により、「短期大学士」とみなされる。

附 則(2006年4月1日)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2007年4月1日)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則(2008年4月1日)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第56条については本学則を適用する。

附 則(2008年10月1日)

この学則は、2008年10月1日から施行する。

2008年10月1日から音楽専攻を廃止する。

附 則(2009年4月1日)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本則第56条については本学則を適用する。2009年4月から作曲専攻(10人)、声楽専攻(50人)、器楽専攻(150人)、ジャズ・ポピュラー専攻(90人)の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則(2010年4月1日)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、本学則第56条については本学則を適用する。

附 則(2011年4月1日)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

2011年4月から、作曲専攻（2人）、声楽専攻（5人）、器楽専攻（8人）は学生募集を停止し、在学生在が皆無となった時をもって廃止する。

附 則（2012年4月1日）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

2012年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2012年6月1日）

この学則は、2012年6月1日から施行する。

2012年6月1日を以って作曲専攻、声楽専攻、器楽専攻、ジャズ・ポピュラー専攻を廃止する。

附 則（2013年4月1日）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

2013年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2014年4月1日）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

2014年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2015年4月1日）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部音楽科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、第1条の2、第7条の2、第13条、第27条、第37条、第44条、第45条、第48条、第49条、第58条、第59条については、在籍する全学生に適用する。

附 則（2016年4月1日）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部または大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2017年4月1日）

この学則は、2017年4月1日から施行する。

2017年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部または大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2018年4月1日）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

2018年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部または大阪音楽大学短期大学部専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第30条第1項（1）別表 I の備考欄に※印の記載がある科目については、2018年3月31日以前に大阪音楽大学短期大学部に在学する全学生に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

別表第 I - (1) (第30条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学科の 名称等		授業科目名	必修 単位数	選択 単位数	備考	
音 楽 科	一般 教育 科目	教養基礎セミナー	1	1	6単位以上修得とする。	
		コミュニケーション実践法				
		文学				
		哲学				
		美学・芸術学				
		日本国憲法				
		西洋文化史				
		心理学				
		音響学				
		日本語ライティング演習				
		クリティカル・シンキング演習				
		音楽活動ポートフォリオ作成				
		情報処理概論				
	キャリアプラン					
	計	1	22			
	保 健 体 育 科 目	体育A			1	1単位以上修得とする。
		体育B			1	
		計	0	2		
	外 国 語 科 目	英語 a I			1	2単位以上修得とする。 いずれか1カ国語 a I・a II 2単位を 修得とする。
		英語 a II			1	
		ドイツ語 a I			1	
		ドイツ語 a II			1	
イタリア語 a I				1		
イタリア語 a II				1		
英語 a III				1		
英語 a IV				1		
英語 b I				1		
英語 b II				1		
英語 b III				1		
英語 b IV				1		
ドイツ語 a III				1		
ドイツ語 a IV				1		
ドイツ語 b I				1		
ドイツ語 b II				1		
ドイツ語 b III				1		
ドイツ語 b IV				1		
イタリア語 a III				1		
イタリア語 a IV				1		
イタリア語 b I				1		
イタリア語 b II				1		
イタリア語 b III				1		
イタリア語 b IV				1		
海外提携校外国語実習 I				1		
海外提携校外国語実習 II				1		
計	0	26				
専 門 教 育 科 目	ソルフエージュ I			1	38単位以上修得とする。	
	ソルフエージュ II			1		
	ソルフエージュ III			1		
	ソルフエージュ IV			1		
	ソルフエージュ V			1		
	ソルフエージュ VI			1		

ソルフェージュⅦ	1
ソルフェージュⅧ	1
ソルフェージュⅨ	1
ソルフェージュⅩ	1
視奏A	1
視奏B	1
リズムソルフェージュA	1
リズムソルフェージュB	1
音楽史（世界と日本の音楽を考える）	2
音楽史（ジャズ）	2
ダンスA	1
ダンスB	1
音楽理論Ⅰ	1
音楽理論Ⅱ	1
音楽理論Ⅲ	1
音楽理論Ⅳ	1
音楽理論Ⅴ	1
音楽理論Ⅵ	1
作曲法Ⅰ	1
作曲法Ⅱ	1
作曲法Ⅲ	1
作曲法Ⅳ	1
指揮法	2
合唱A	1
合唱B	1
合唱C	1
合唱D	1
副科鍵盤楽器演習Ⅰ	1
副科鍵盤楽器演習Ⅱ	1
副科鍵盤楽器演習Ⅲ	1
副科鍵盤楽器演習Ⅳ	1
副科声楽Ⅰ	1
副科声楽Ⅱ	1
ピアノ構造論	2
音楽探検	1
音楽療法基礎	2
音楽療法実践	2
音楽療法応用技法	1
童謡・唱歌講座A	1
童謡・唱歌講座B	1
副科邦楽合奏（箏）Ⅰ	1
副科邦楽合奏（箏）Ⅱ	1
副科邦楽合奏（三絃）Ⅰ	1
副科邦楽合奏（三絃）Ⅱ	1
副科邦楽合奏（尺八）Ⅰ	1
副科邦楽合奏（尺八）Ⅱ	1
副科邦楽合奏（胡弓）Ⅰ	1
副科邦楽合奏（胡弓）Ⅱ	1
器楽合奏（含 和楽器）Ⅰ	1
器楽合奏（含 和楽器）Ⅱ	1
副科吹奏楽Ⅰ	1
副科吹奏楽Ⅱ	1
ミュージック・ビジネス・マネジメントⅠ	2
ミュージック・ビジネス・マネジメントⅡ	2
伴奏特別実習	1
舞台論特別実習	1
演奏論特別実習	1
創作活動特別実習	1
インターシッポ [®] 特別実習	1

（含編曲法）

ピアノAⅠ, AⅡ, AⅢ, AⅣ,
BⅠ, BⅡ, BⅢ, BⅣを履修
する場合は除く。
（含伴奏）

声楽AⅠ, AⅡ, AⅢ, AⅣ,
BⅠ, BⅡ, BⅢ, BⅣを
履修する場合は除く。

社会活動特別実習	1
インストラクター概論Ⅰ	1
インストラクター概論Ⅱ	1
編曲法(クラシック)Ⅰ	1
編曲法(クラシック)Ⅱ a	1
編曲法(クラシック)Ⅱ b	1
編曲法(ジャズ・ポピュラー)Ⅰ	1
編曲法(ジャズ・ポピュラー)Ⅱ a	1
編曲法(ジャズ・ポピュラー)Ⅱ b	1
コーポレート・ステージⅠ a	1
コーポレート・ステージⅠ b	1
コーポレート・ステージⅡ a	1
コーポレート・ステージⅡ b	1
モダンダンスA	1
モダンダンスB	1
モダンダンスC	1
モダンダンスD	1
ミュージカル歌唱法Ⅰ	1
ミュージカル歌唱法Ⅱ	1
ミュージカル歌唱法Ⅲ	1
ミュージカル歌唱法Ⅳ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅰ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅱ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅲ	1
ミュージカル舞踊演習(クラシック)Ⅳ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅰ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅱ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅲ	1
ミュージカル舞踊演習(ジャズ)Ⅳ	1
ポピュラー音楽演習Ⅰ a	1
ポピュラー音楽演習Ⅰ b	1
ポピュラー音楽演習Ⅱ a	1
ポピュラー音楽演習Ⅱ b	1
ベーシック・キーボードⅠ	1
ベーシック・キーボードⅡ	1
キーボード演習Ⅰ	1
キーボード演習Ⅱ	1
バンド・パフォーマンスⅠ	1
バンド・パフォーマンスⅡ	1
ポピュラー音楽講座Ⅰ	2
ポピュラー音楽講座Ⅱ	2
MIDIシステム・テクノロジーⅠ	1
MIDIシステム・テクノロジーⅡ	1
MIDIシステム・テクノロジーⅢ	1
MIDIシステム・テクノロジーⅣ	1
電子音響機器演習Ⅰ	1
電子音響機器演習Ⅱ	1
楽曲制作実践Ⅰ	1
楽曲制作実践Ⅱ	1
楽曲制作実践Ⅲ	1
楽曲制作実践Ⅳ	1
レパトリー実践Ⅰ	1
レパトリー実践Ⅱ	1
レパトリー実践Ⅲ	1
レパトリー実践Ⅳ	1
レパトリー実践Ⅴ	1

レパートリー実践Ⅵ	1	
作曲AⅠ	3	(含編曲法)
作曲AⅡ	3	
声楽AⅠ	3	
声楽AⅡ	3	
ピアノAⅠ	3	(含伴奏法)
ピアノAⅡ	3	
管楽器AⅠ	3	
管楽器AⅡ	3	
弦楽器AⅠ	3	
弦楽器AⅡ	3	
打楽器AⅠ	3	
打楽器AⅡ	3	
クラシックギター・レッスンAⅠ	3	
クラシックギター・レッスンAⅡ	3	
マンダリン・レッスンAⅠ	3	1年次で6単位修得とする。
マンダリン・レッスンAⅡ	3	
邦楽楽器AⅠ	3	
邦楽楽器AⅡ	3	
ジャズ・レッスンAⅠ	3	
ジャズ・レッスンAⅡ	3	
ポピュラー・ヴォーカル・レッスンAⅠ	3	
ポピュラー・ヴォーカル・レッスンAⅡ	3	
ポピュラー・インストルメント・レッスンAⅠ	3	
ポピュラー・インストルメント・レッスンAⅡ	3	
電子オルガン・レッスンAⅠ	3	
電子オルガン・レッスンAⅡ	3	
ミュージカル演技演習AⅠ	1	※
ミュージカル・ヴォーカル・レッスンAⅠ	2	※
ミュージカル演技演習AⅡ	1	※
ミュージカル・ヴォーカル・レッスンAⅡ	2	※
ダンス・レッスンAⅠ	3	
ダンス・レッスンAⅡ	3	
作曲BⅠ	2	(含編曲法)
作曲BⅡ	2	
声楽BⅠ	2	
声楽BⅡ	2	
ピアノBⅠ	2	(含伴奏法)
ピアノBⅡ	2	
管楽器BⅠ	2	
管楽器BⅡ	2	
弦楽器BⅠ	2	
弦楽器BⅡ	2	
打楽器BⅠ	2	
打楽器BⅡ	2	
クラシックギターBⅠ	2	
クラシックギターBⅡ	2	
マンダリンBⅠ	2	1年次で4単位修得とする。
マンダリンBⅡ	2	
邦楽楽器BⅠ	2	
邦楽楽器BⅡ	2	
ジャズBⅠ	2	
ジャズBⅡ	2	
ポピュラー・ヴォーカルBⅠ	2	
ポピュラー・ヴォーカルBⅡ	2	

ポピュラー・インストゥルメントB I	2	
ポピュラー・インストゥルメントB II	2	
電子オルガンB I	2	
電子オルガンB II	2	
ミュージカルB I	2	
ミュージカルB II	2	
ダンスB I	2	
ダンスB II	2	
ポピュラー・ヴォーカルC I	2	
ポピュラー・ヴォーカルC II	2	
ポピュラー・インストゥルメントC I	2	
ポピュラー・インストゥルメントC II	2	
ミュージカルC I	2	
ミュージカルC II	2	
ダンスC I	2	
ダンスC II	2	
吹奏楽I	1	
吹奏楽II	1	
吹奏楽III	1	
吹奏楽IV	1	
オーケストラI	1	
オーケストラII	1	
オーケストラIII	1	
オーケストラIV	1	
作曲A III	3	
作曲A IV	3	
声楽A III	3	
声楽A IV	3	
ピアノA III	3	
ピアノA IV	3	
管楽器A III	3	
管楽器A IV	3	
弦楽器A III	3	
弦楽器A IV	3	
打楽器A III	3	
打楽器A IV	3	
クラシックギター・レッスンA III	3	
クラシックギター・レッスンA IV	3	
マンドリン・レッスンA III	3	
マンドリン・レッスンA IV	3	
邦楽楽器A III	3	
邦楽楽器A IV	3	
ジャズ・レッスンA III	3	
ジャズ・レッスンA IV	3	
ポピュラー・ヴォーカル・レッスンA III	3	
ポピュラー・ヴォーカル・レッスンA IV	3	
ポピュラー・インストゥルメント・レッスンA III	3	
ポピュラー・インストゥルメント・レッスンA IV	3	
電子オルガン・レッスンA III	3	
電子オルガン・レッスンA IV	3	
ミュージカル演技演習A III	1	※
ミュージカル・ヴォーカル・レッスンA III	2	※
ミュージカル演技演習A IV	1	※
ミュージカル・ヴォーカル・レッスンA IV	2	※
ダンス・レッスンA III	3	

2年次で6単位修得とする。

ダンス・レッスンAⅣ	3	2年次で4単位修得とする。
作曲BⅢ	2	
作曲BⅣ	2	
声楽BⅢ	2	
声楽BⅣ	2	
ピアノBⅢ	2	
ピアノBⅣ	2	
管楽器BⅢ	2	
管楽器BⅣ	2	
弦楽器BⅢ	2	
弦楽器BⅣ	2	
打楽器BⅢ	2	
打楽器BⅣ	2	
クラシックギターBⅢ	2	
クラシックギターBⅣ	2	
マンダリンBⅢ	2	
マンダリンBⅣ	2	
邦楽楽器BⅢ	2	
邦楽楽器BⅣ	2	
ジャズBⅢ	2	
ジャズBⅣ	2	
ポピュラー・ヴォーカルBⅢ	2	
ポピュラー・ヴォーカルBⅣ	2	
ポピュラー・インストゥルメントBⅢ	2	
ポピュラー・インストゥルメントBⅣ	2	
電子オルガンBⅢ	2	
電子オルガンBⅣ	2	
ミュージカルBⅢ	2	
ミュージカルBⅣ	2	
ダンスBⅢ	2	
ダンスBⅣ	2	
ポピュラー・ヴォーカルCⅢ	2	
ポピュラー・ヴォーカルCⅣ	2	
ポピュラー・インストゥルメントCⅢ	2	
ポピュラー・インストゥルメントCⅣ	2	
ミュージカルCⅢ	2	
ミュージカルCⅣ	2	
ダンスCⅢ	2	
ダンスCⅣ	2	
吹奏楽Ⅴ	1	
吹奏楽Ⅵ	1	
吹奏楽Ⅶ	1	
吹奏楽Ⅷ	1	
オーケストラⅤ	1	
オーケストラⅥ	1	
オーケストラⅦ	1	
オーケストラⅧ	1	
楽曲分析Ⅰa	1	
楽曲分析Ⅰb	1	
楽曲分析Ⅱa	1	
楽曲分析Ⅱb	1	
作曲・音楽理論Ⅰa	1	
作曲・音楽理論Ⅰb	1	
作曲・音楽理論Ⅱa	1	
作曲・音楽理論Ⅱb	1	

管弦楽法Ⅰ・基礎	1
管弦楽法Ⅱ・応用	1
作曲専門ソルフェージュⅠ	1
作曲専門ソルフェージュⅡ	1
デスクトップ・ミュージック演習Ⅰ	1
デスクトップ・ミュージック演習Ⅱ	1
デスクトップ・ミュージック演習Ⅲ	1
デスクトップ・ミュージック演習Ⅳ	1
歌曲発語演習Ⅰ	1
歌曲発語演習Ⅱ	1
日本名曲講座	1
世界名曲講座	1
ヴォーカル・アンサンブルA	1
ヴォーカル・アンサンブルB	1
専門合奏Ⅰ	1
専門合奏Ⅱ	1
専門合奏Ⅲ	1
専門合奏Ⅳ	1
邦楽合奏Ⅰa	1
邦楽合奏Ⅰb	1
邦楽合奏Ⅱa	1
邦楽合奏Ⅱb	1
邦楽合奏Ⅲa	1
邦楽合奏Ⅲb	1
邦楽合奏Ⅳa	1
邦楽合奏Ⅳb	1
ピアノ音楽研究Ⅰ	2
ピアノ音楽研究Ⅱ	2
ピアノ音楽研究Ⅲ	2
ピアノ音楽研究Ⅳ	2
ピアノ基礎演習Ⅰ	1
ピアノ基礎演習Ⅱ	1
ピアノ演奏法A	1
ピアノ演奏法B	1
ピアノ教授法	2
ピアノ・アンサンブルA	1
ピアノ・アンサンブルB	1
専門合奏Ⅴ	1
専門合奏Ⅵ	1
専門合奏Ⅶ	1
専門合奏Ⅷ	1
吹奏楽総合演習(マーチング・リハ)Ⅰ	1
吹奏楽総合演習(マーチング・リハ)Ⅱ	1
吹奏楽総合演習(マーチング・リハ)Ⅲ	1
吹奏楽総合演習(マーチング・リハ)Ⅳ	1
クラシックギター基礎演習AⅠ	1
クラシックギター基礎演習AⅡ	1
クラシックギター基礎演習BⅠ	1
クラシックギター基礎演習BⅡ	1
マンダリン基礎演習AⅠ	1
マンダリン基礎演習AⅡ	1
マンダリン基礎演習BⅠ	1
マンダリン基礎演習BⅡ	1
邦楽探訪	2
ミュージカル総合演習Ⅰ	1

ミュージカル総合演習Ⅱ	1
ミュージカル総合演習Ⅲ	1
ミュージカル総合演習Ⅳ	1
ミュージカル総合演習Ⅴ	1
ミュージカル総合演習Ⅵ	1
ミュージカル総合演習Ⅶ	1
ミュージカル総合演習Ⅷ	1
ミュージカル総合演習Ⅷ	1
ミュージカル創作演習AⅠ	1
ミュージカル創作演習AⅡ	1
ミュージカル創作演習BⅠ	1
ミュージカル創作演習BⅡ	1
台本読解演習Ⅰ	1
台本読解演習Ⅱ	1
台本読解演習Ⅲ	1
台本読解演習Ⅳ	1
実践演技体系Ⅰ	1
実践演技体系Ⅱ	1
ヴォーカル・セミナーⅠ a	2
ヴォーカル・セミナーⅠ b	2
ヴォーカル・セミナーⅡ a	2
ヴォーカル・セミナーⅡ b	2
ジャズ・アンサンブルAⅠ	1
ジャズ・アンサンブルAⅡ	1
ジャズ・アンサンブルAⅢ	1
ジャズ・アンサンブルAⅣ	1
ジャズ・アンサンブルBⅠ	1
ジャズ・アンサンブルBⅡ	1
ジャズ・アンサンブルBⅢ	1
ジャズ・アンサンブルBⅣ	1
ジャズ・アンサンブルCⅠ	1
ジャズ・アンサンブルCⅡ	1
ジャズ・アンサンブルCⅢ	1
ジャズ・アンサンブルCⅣ	1
インストゥルメント・セミナーⅠ a	2
インストゥルメント・セミナーⅠ b	2
インストゥルメント・セミナーⅡ a	2
インストゥルメント・セミナーⅡ b	2
ダンス演習Ⅰ	1
ダンス演習Ⅱ	1
ダンス演習Ⅲ	1
ダンス演習Ⅳ	1
ダンス初級Ⅰ	1
ダンス初級Ⅱ	1
ダンス初級Ⅲ	1
ダンス初級Ⅳ	1
ダンス上級Ⅰ	1
ダンス上級Ⅱ	1
ダンス上級Ⅲ	1
ダンス上級Ⅳ	1
クラシックバレエAⅠ	1
クラシックバレエAⅡ	1
クラシックバレエAⅢ	1
クラシックバレエAⅣ	1
クラシックバレエBⅠ	1
クラシックバレエBⅡ	1
クラシックバレエBⅢ	1
クラシックバレエBⅣ	1
日本舞踊Ⅰ	1
日本舞踊Ⅱ	1
日本舞踊Ⅲ	1
日本舞踊Ⅳ	1
卒業作品	2

	卒業演奏		2	
	卒業研究		2	
	計	0	624	

別表 I - (2) (第6条5. 関係) 専攻科履修方法

専攻の名称	授 業 科 目	必 修	選 択	備 考
		単位数	単位数	
音楽専攻	作曲A I		3	このうちより、6単位 修得とする。
	作曲A II		3	
	声楽A I		3	
	声楽A II		3	
	ピアノA I		3	
	ピアノA II		3	
	管楽器A I		3	
	管楽器A II		3	
	弦楽器A I		3	
	弦楽器A II		3	
	打楽器A I		3	
	打楽器A II		3	
	クラシックギター・レッスンA I		3	
	クラシックギター・レッスンA II		3	
	邦楽楽器A I		3	
	邦楽楽器A II		3	
	ジャズ・レッスンA I		3	
	ジャズ・レッスンA II		3	
	ポピュラーヴォーカル・レッスンA I		3	
	ポピュラーヴォーカル・レッスンA II		3	
	ポピュラー・インストゥルメント・レッスンA I		3	
	ポピュラー・インストゥルメント・レッスンA II		3	
	ミュージカル・レッスンA I		3	
	ミュージカル・レッスンA II		3	
	電子オルガン・レッスンA I		3	
	電子オルガン・レッスンA II		3	
	ダンス・レッスンA I		3	
	ダンス・レッスンA II		3	
	作曲B I		2	このうちより、4単位 修得とする。
	作曲B II		2	
	声楽B I		2	
	声楽B II		2	
	ピアノB I		2	
ピアノB II		2		
管楽器B I		2		
管楽器B II		2		
弦楽器B I		2		
弦楽器B II		2		
打楽器B I		2		
打楽器B II		2		

クラシックギターB I	2
クラシックギターB II	2
邦楽楽器B I	2
邦楽楽器B II	2
ジャズB I	2
ジャズB II	2
ポピュラー・ヴォーカルB I	2
ポピュラー・ヴォーカルB II	2
ポピュラー・インストゥルメントB I	2
ポピュラー・インストゥルメントB II	2
ミュージカルB I	2
ミュージカルB II	2
電子オルガンB I	2
電子オルガンB II	2
ダンスB I	2
ダンスB II	2
コンサート・プロデュース	2
作品分析 I	1
作品分析 II	1
対位法作品研究 I	1
対位法作品研究 II	1
デスクトップ・ミュージック編曲法 I	1
デスクトップ・ミュージック編曲法 II	1
歌曲研究 I	1
歌曲研究 II	1
オペラ研究 I	1
オペラ研究 II	1
ダンス演習 I	1
ダンス演習 II	1
ピアノ・アンサンブル(連弾) I	1
ピアノ・アンサンブル(連弾) II	1
ピアノ・アンサンブル(2台のピアノ) I	1
ピアノ・アンサンブル(2台のピアノ) II	1
ピアノ初歩教材研究	2
吹奏楽A I	1
吹奏楽B I	1
吹奏楽A II	1
吹奏楽B II	1
専門合奏A I	1
専門合奏B I	1
専門合奏A II	1
専門合奏B II	1
オーケストラA I	1
オーケストラB I	1

オーケストラAⅡ	1
オーケストラBⅡ	1
作品研究Ⅰ	1
作品研究Ⅱ	1
室内楽研究Ⅰ	1
室内楽研究Ⅱ	1
邦楽合奏AⅠ	1
邦楽合奏BⅠ	1
邦楽合奏AⅡ	1
邦楽合奏BⅡ	1
ジャズアンサンブルAⅠ	1
ジャズアンサンブルAⅡ	1
ジャズアンサンブルBⅠ	1
ジャズアンサンブルBⅡ	1
ジャズ・パフォーマンスⅠ	1
ジャズ・パフォーマンスⅡ	1
ポピュラー音楽研究Ⅰ	1
ポピュラー音楽研究Ⅱ	1
ダンス・パフォーマンスⅠ	1
ダンス・パフォーマンスⅡ	1
ステージ・パフォーマンス研究Ⅰ	1
ステージ・パフォーマンス研究Ⅱ	1
MIDIシステム・テクノロジーⅠ	1
MIDIシステム・テクノロジーⅡ	1
フィールド・スタディⅠ	1
フィールド・スタディⅡ	1
電子音響機器研究Ⅰ	1
電子音響機器研究Ⅱ	1
バンド・パフォーマンスⅠ	1
バンド・パフォーマンスⅡ	1
器楽アンサンブルⅠ	1
器楽アンサンブルⅡ	1
演出演習Ⅰ	1
演出演習Ⅱ	1
器楽編曲法（クラシック）Ⅰ	1
器楽編曲法（クラシック）Ⅱ	1
器楽編曲法（ポピュラー）Ⅰ	1
器楽編曲法（ポピュラー）Ⅱ	1
器楽指導実習	1
コラボレート・スタディⅠ	1
コラボレート・スタディⅡ	1
鍵盤楽器特修Ⅰ	1.5
鍵盤楽器特修Ⅱ	1.5
音楽史特論（器楽）A	2

音楽史特論（声楽）A		2	
音楽史特論（器楽）B		2	
音楽史特論（声楽）B		2	
A V機器概論		2	
音楽社会活動実習		1	
音楽療法 I		2	
音楽療法 II		1	
ソルフェージュ特別演習 I		1	
ソルフェージュ特別演習 II		1	
音楽理論研究 I		1	
音楽理論研究 II		1	
インターンシップ特別実習		1	
修了研究	2		
計	2	233	26単位以上修得とする。

別表第Ⅱ(第30条(2)関係) 教職に関する科目

学部学科 の名称	学科 目の名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考	
音 楽 科	教 職 に 関 す る 科 目	教職入門	2		2	括弧内の数字 は、教育職員 免許法第5条 別表第1備考 第9号の規定 の適用を受け る者の修得す べき単位数と する。
		教育学概論	2		4	
		教育心理学	2		(3)	
		音楽科指導法Ⅰ	2	1	9 (3)	
		教育課程論	2			
		音楽科指導法Ⅱ				
		特別活動の指導法	1			
		道徳教育論	2			
		教育方法論	2			
		生徒指導論A(教育相談を含む。)	2			
		生徒指導論B(進路指導を含む。)	2	(2)		
		教育実習の指導	1	5		
		教育実習	4	(3)		
		教職実践演習(中)	2	2		
		計	26	1	26(11) 単位以上修得	
		音楽科教育法(合唱)		2	教科又は教職に 関する科目	
		音楽科教育法(リコーダー)		2		
		音楽科教育法(創作)		2		
		総合的な学習の時間の指導法		1		
		特別支援教育概論		2		
教育学特論		2				
教育と人権		2				
青年心理学		2				
計	0	15				
計	26	16				

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論、教育心理学は卒業要件単位に算入する。

別表第三－(1)(第40条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料の金額

	金 額	摘 要
授 業 料	1,210,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	650,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

〈注記〉長期履修学生制度の授業料、施設費は別に定める。

別表第三－(2)(第6条6.関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料の金額

	金 額
授 業 料	630,000円
施 設 費	400,000円
入 学 金	200,000円
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円
入 学 検 定 料	35,000円

別表第四－(1)(第52条関係) 科目等履修生の納付金

出 願 料	講 義・演 習・実 習	10,000円
	実 技	1科目に付 10,000円
履 修 料	講 義	1単位に付 20,000円
	演 習	1単位に付 40,000円
	実 習	1単位に付 40,000円
	実 技	1単位に付 80,000円

別表第四－(2)(第52条関係) 聴講生の納付金

出 願 料		10,000円
聴 講 料	講 義	1単位に付 15,000円
	演 習	1単位に付 30,000円
	実 習	1単位に付 30,000円